

議 第 6 号

日本学術会議の独立性の堅持を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

内閣府特命担当大臣（科学技術政策）

あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

日本学術会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とし、政府や社会に対し科学的な見地から提言等の活動を行っている。

このような中、日本学術会議は、本年9月末に組織を構成する会員の半数が任期満了となることから、新たに候補者を選考し内閣総理大臣に推薦したところ、候補者の一部について任命が行われず会員に欠員が生じる事態となった。

日本学術会議は、法律上、職務の独立性が担保されており、会員の任命において時々の政治的な判断の影響を受けることは、組織の独立性のみならず、科学者の学問研究や国民の意見の発出に深刻な影響を及ぼしかねないとの声が上がっている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、学問の自由及び科学の発展による国民の利益を守るため、科学者が自主的に会員を選出するとの考え方を変更することなく、学術会議の独立性を堅持するよう強く要請する。